

# 保険料軽減強化に伴う大野市の介護保険料改正(案)

資料3

段階	対象者	2018年		2019年4月～		2020年4月～	
		保険料基準に対する割合	月額保険料(円)	保険料基準に対する割合	月額保険料(円)	保険料基準に対する割合	月額保険料(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で市民税非課税の人 ・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	2,700	⇒ 基準額×0.375	2,250	⇒ 基準額×0.3	1,800
第2段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7	4,200	⇒ 基準額×0.6	3,600	⇒ 基準額×0.5	3,000
第3段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	4,500	⇒ 基準額×0.725	4,350	⇒ 基準額×0.7	4,200
第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	5,400				
第5段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	6,000				
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,200				
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	7,800	⇒	変更なし		
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	9,000				
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	10,200				
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	10,500				

※2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて行われる軽減強化実施のため、2019年4月からは2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定することとされており、2020年4月から完全実施となる。

※大野市介護保険条例は、2019年4月に改正済み、2020年度分は今後改正する予定。